



平成19年度における登録住宅性能評価機関への立入検査結果概要について

平成20年4月30日
国土交通省住宅局住宅生産課

住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下、「法」という。）に定める登録住宅性能評価機関に対し、平成19年度における法第22条に基づく立入検査の結果概要について、以下のとおりお知らせ致します。なお、登録住宅性能評価機関に対する立入検査については、毎年順次実施しているものであり、平成19年度においては約半数を目標に実施しました。

記

1. 立入検査を行った期間等

平成19年5月～平成20年3月、本省及び地方整備局等において延べ372人の検査官が実施

2. 立入検査実施機関

登録住宅性能評価機関113機関のうち、80機関に立入検査を実施（別紙参照）

3. 立入検査の結果概要

立入検査の結果、現時点において既に以下のとおり処分を実施（公表済み）するとともに、帳簿や評価業務規程、機関票（登録住宅性能評価機関の業務内容の表示等）の記載漏れ、添付図書や評価内容の確認が不十分な点などについては是正指導を行いました。

処分日時	機関名	処分理由・内容
平19.10.18	日本建築評価協会株式会社 (国土交通大臣第30号)	(理由) ・国土交通大臣が定めた評価方法基準に従わずに評価を行った。 (内容) ・法第22条に基づく改善命令 ・現在、業務改善計画に基づく定期的な業務改善報告を実施中
平19.10.18	(株)近畿建築確認検査機構 (近畿地方整備局長第16号)	(理由) ・国土交通大臣が定めた評価方法基準に従わずに評価を行った。 (内容) ・法第22条に基づく改善命令 ・現在、業務改善計画に基づく定期的な業務改善報告を実施中
平19.10.18	(株)確認検査機構トラスト (近畿地方整備局長第20号)	(理由) ・国土交通大臣が定めた評価方法基準に従わずに評価を行った。 (内容) ・法第22条に基づく改善命令 ・現在、業務改善計画に基づく定期的な業務改善報告を実施中
平20. 2.12	財団法人茨城県建築センター (関東地方整備局長第1号)	(理由) ・国土交通大臣が定めた評価方法基準に従わずに評価を行った。 (内容) ・法第22条に基づく改善命令 ・現在、業務改善計画に基づく定期的な業務改善報告を実施中

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

